

世界連邦政府に関する一構想

小 森 義 峯

目 次

- 一 はじめに
- 二 世界連邦議会
- 三 世界連邦行政府
- 四 世界連邦裁判所
- 五 世界連邦警察軍
- 六 世界連邦財政
- 七 むすび

一 はじめに

人類は、第一次大戦の悲惨な経験にかんがみ、初めて世界大の組織としての国際連盟をつくり、第一次大戦を契機
世界連邦政府に関する一構想(小森)

に、これをさらに国際連合へと発展せしめた。しかし、国際連盟も、国際連合も、国家の結合形態としては、「国家連合（Staatenbund）」のカテゴリーに属するものであり、人類が地球規模で運命共同体と化している今日の組織としては、甚だ不完全なものである」とを否定できない。

そもそも、「国家連合」形体というのは、多数の国家が共通の目的を達成するため、条約に基づき法上平等の立場で結合はするが、未だすべての国家を包含する統一的な一大国家を形成するには至らず、主権は依然として各国家が保持した状態のままの結合形体をいう。

現在の国連はまさしくこのようないくつかの状態にあるのであって、例えば、加盟・脱退は各国の自由であり、総会・安保理事会・事務局等々の組織は国家的権力組織ではないために甚だ弱体であり、総会や安保理事会での諸決議も主権を有する各国家に対しては実効性を欠き、常設の国連軍という実力も存在せず、財政的基礎も甚だ薄弱である。これらの欠陥は、つまるところ、国連そのものが一国家を形成するまでに至っていないから、といふ一語に尽きる。

「連邦国家（Bundesstaat）」の形体というのは、このような国家連合形体のもつ諸種の欠陥を是正するためのものとして、人類史上最初に一七八七年にアメリカ合衆国の成立という形をとつて表われた。今日では、ソ連（一九九一年解体）、スイス、ドイツ、オーストリア、カナダ、オーストラリア、インド等々の諸国家もこの連邦国家形体をとつている。

連邦国家とは、多数の国家が統一的な憲法（連邦憲法）の下に、その固有の国家的性格を保持しながら、利害を共通にする国家的任務を統一的に達成するため、法上平等の立場で結合し、主権を有する一国家を形成する場合をいう。なお、連邦国家形体に関する詳述は、拙著『連邦制度の研究』（昭和四〇・三晃社）にゆずる。

世界連邦とは、世界的規模で形成された連邦国家をいう。したがって、世界連邦も、連邦国家一般の有するすべての特質を備えていなければならぬが、中でも、特に重要な特質（成立要件）としては、(一)成文の世界連邦憲法が制定されるべきこと、(二)すべての国家および人間が加入し、脱退権を認められないこと、(三)実効的権力組織としての世界連邦政府が確立されるべきこと、(四)世界連邦とこれを構成する支分国（現在の国家）との間で各自の任務領域が明確に配分されていること、以上の四点であろう。⁽¹⁾

本稿では、特に、その中の第三点、すなわち、実効的権力組織としての世界連邦政府の確立という問題に焦点を絞り、(一)世界連邦議会、(二)世界連邦行政府、(三)世界連邦裁判所、(四)世界連邦警察軍、(五)世界連邦財政と、五つの項目に分ち、以下に順次、説明を加えることとする。

二 世界連邦議会

世界の法秩序維持のためには、確固とした世界法制定機関、つまり、世界連邦議会が存在しなければならぬ。ここでは、世界連邦議会の構成をどのようにするか、という問題に論点を絞り、論ずることとする。

これについては、大きく、一院制を採用するか、二院制を採用するか、という二つの考え方がある。

まず、一院制をとるものには、世界憲法シカゴ草案、クラーク・ソーン案、吉原案、水木案などがある。それぞれの案につき、次に概説する。

第一の世界憲法シカゴ草案とは、シカゴ大学総長ロバート・ハッチンス博士を委員長とする十一名の起草委員が、

一年半を費して一九四八年に発表した全文四七カ条から成る世界憲法草案 (Preliminary Draft of a World Constitution) をいい、現在でも、簡にして要を得た、最もすぐれた世界連邦憲法草案の一つである。^②

「カゴ草案によれば、世界連邦の立法府として立法議会 (Council) が設けられ、立法議会議員の任期は二年で、再選を妨げない（七条）。議員の選出は、世界中の人民の直接選挙によるが、連邦会議 (Federal Convention) によって間接に選挙せられ、定員は九九名である（六条）。連邦会議は、世界中の人民により、人口百万またはその端数五十万をこえる毎に一名の割合で直接に選挙される（四条）。

連邦会議は、その選出基礎を国別でなく、民族や文化や地理的近縁性などに基づいて分けられた九つの大選挙区に置く。それは、〔ヨーロッパ区（ロシアを除くヨーロッパ大陸とその付属諸島）〕、〔アトランチス区（アメリカ合衆国など）〕、〔ヨーラシア区（欧亜にまたがるローハー全土）〕、〔アフリカ区（中近東と北アフリカ諸国）〕、〔アフリカ区（サハラ以南のアフリカ）〕、〔インペルム区（インペルム）〕、〔七大アジア区（中国・朝鮮・日本および北太平洋と中部太平洋の諸島）〕、〔オーストラシア区（オーストラリア・オーストラリアなど）〕、〔ガロービア区（合衆国以南の西半球）〕の九区をいう（五条）。

第一のクラーク・ソーン案とは、一九六〇年に発表されたクラークおよびソーン両氏の共著『世界法による世界平和』(Grenville Clark & Louis B. Sohn, "World Peace through World Law", 2nd Ed., 1960) の中の「国連憲章改正案」を指す。^③

クラーク・ソーンの国連憲章改正案第九条によれば、現在の一国一票制による総会の構成を根本的に改めて、各國の人口数に比例し、その国の人民により直接に選挙された任期四年の代議員（総数五六八名）から成る一院制の世界

立法府（General Assembly）という名称をそのまま用いる）に置き代えようとする。

この場合、各国が選出する代議員の数は、最大の人口をもつ国でも三〇名をこえず、百万以下の小国でも最低一名を保障するという方法（制限付人口比例法）をとる。そして、一九六五年現在で存在すると予想される九九カ国を次の六階級に分けて考えている。

(一) 人口数の最も大きな国（中共、インド、ソ連、米国）からは一国当り三〇名、(二) 次に大きな国（ブラジル、インドネシア、日本、英國、フランス、西独、イタリア、パキスタンの八カ国）からは一国当り一五名、総数一二〇名、(三) 次に大きな国（アルゼンチン、ビルマ、韓国、ボーランド、カナダ、メキシコ、イランなど二〇カ国）からは一国当り六名、総数一二〇名、(四) 次に大きな国（オーストラリア、オーストリア、イスラエル、スイス、スウェーデン、北朝鮮、台湾など三〇カ国）からは一国当り四名、総数一二〇名、(五) 次に大きな国（アルバニア、ボリヴィア、デンマーク、ノルウェー、ラオス、カンボディア、レバノン、リビア、ウルグアイなど三四カ国）からは一国当り二名、総数六八名、キプロスとアイスランドとルクセンブルグの三カ国からは各一名、その他に、信託統治地域および非自治地域からも合せて一七名、このようにして、地球上の全地域から五六八名の代議員が選出されるというのが、クラーク・ソーン案の構想である。^④

第三の吉原案について述べる。吉原案とは、吉原正八郎著『世界政府の基礎理論』（一九六二年・理想社）に記された構想を指す。これによれば、「要するにわたくしは、職能代表若しくは人民代表の要素を含む両院制の長所を認めつつも、上院の構成基準の決定が困難であるという理由で、世界立法府はまず一院制から発足しても差支えないものと考える」^⑤ と説かれている。

この他、吉原氏は、「国家代表か人民代表か」という問題については、人民代表を支持し、「大陸別選挙区か国別選挙区か」という問題については、シカゴ草案のような大陸別選挙区を支持されるが、「但し、（中略）シカゴ草案のような間接選挙はやめて、人民の直接選挙によるべきものと考える」と述べられている。^⑥

第四の水木案とは、故水木惣太郎博士（日本大学教授）の遺著『世界政府と憲法』（一九七四年・有信堂）に記された構想をいう。

水木案によれば、世界連邦議会は「組織簡単な一院制が適當」であり、その議員（任期四年）は「国家代表ではなく人民代表」たるべきであり、選挙区は、地域国家群ではなくて、国別を適當とし、議員数は「すべての構成国から少くとも一人の議員」を認め、人口に応じて議員数を増加せしめて行く等級投票制を採用している。

その具体案としては、一九六九年の統計による国家総数一四四（アジア四〇、北アメリカ一五、南アメリカ一一、ヨーロッパ三〇、アフリカ四一、オセアニア六、ソビエット一）のうち、各国の人口を八段階に分け、これにそれぞれの議席を配分して、議席総数を五八八としている。

例えば、第一段階は、一千万未満の国（九五カ国、各定員一、議席九五）、第二段階は、一千万以上、二千万未満の国（二〇カ国、各定員五、議席一〇〇）、第五段階は、八千万以上、一億六千万未満の国（日本・インドネシア・パキスタン・ブラジル・イタリーの五カ国、各定員一七、議席八五）、第七段階は、三億二千万以上、六億四千万未満の国（インド・アメリカの二カ国、各定員二六、議席五一）、第八段階は、六億四千万以上の国（中華人民共和国一カ国、定員三〇、議席三〇）などの如くである。なお、信託統治地域や非自治地域は独立達成まで議席を留保する。^⑦ 以上、一院制の採用を主張する諸案について紹介した。次に、二院制の採用を主張する諸案につき概説する。

世界連邦議会の構成について、二院制の採用を主張している代表的なものとしては、一九五二年のロンドン決議、一九五四年のロンドン宣言、世界連邦憲法日本草案、田中案、森本案などがある。

第一の一九五一年のロンドン決議とは、国会議員世界連邦運動世界協会 (World Association of Parliamentarians for World Government) の第二回国際会議が、一九五二年にロンドンで開催された時に採択された国連憲章再審議決議による「国連憲章改正A案」および「国連憲章改正B案」を指す。

右のA案もB案も、共に二院制を主張している。^⑧

例えれば、「立法議会は二院制とする。」「上院は各国が自ら決定する方式によって任命せられ、夫々その国を代表する各一名の代表によって構成される。」「下院は各国よりその人口数に比例して選出せられる代表によって構成される。選出の方法は夫々の国によって決定される。」と定められている。また、B案でも、「総会を二院制とし、その一院には経済力及び、又は、人口に比例した代表制を採用することにより、加重投票 (Weighted Voting) 方式を導入すること」と定めている。

第一の一九五四年のロンドン宣言とは、一九五四年九月一〇日、ロンドンに会合した世界の三〇カ国の国会議員によつて採択された宣言に付属した国連憲章改正案を指す。その内容は、一九五一年のロンドン決議の場合と大同小異であるから、ここでは説明を省く。^⑩

第三の世界連邦憲法日本草案について説明を加える。

これは、一九八〇年四月、日本の世界連邦建設同盟内に設置された世界連邦憲法草案研究委員会（三宅歳雄委員長を含め、計一二名）が発表したもので、前文と本文・一二章・八二一カ条から成る。この草案は、同年七月に第一八回

世界連邦世界大会が東京で開かれるのを機会に、その東京大会に提出することを目標として作成されたものである。

世界連邦憲法日本草案によれば、世界連邦議会は、人民議院と國家議院の両院によつて構成される（一一条）。このうち、人民議院は、すべての構成国に属する人民により、原則として各構成国の人口に比例して直接に選出された議員で組織され（一三条）、他方、國家議院は、各構成国につき一名の政府代表をもつて組織される（一五条）。人民議院議員の任期は四年で、國家議院議員の任期は各構成国に一任される（一六・一七条）^⑪。

第四の田中案とは、田中照雄『世界連邦がやつてくる』（一九八五年・泉文社）や田中照雄『大暴落・世紀末現象そして世界連邦』（一九八八年・タナカ出版事務所）の中に記された構想をいう。

田中案によれば、地域代表議会と専門議会とから成る一院制を採る。地域代表議員の選出方法は、現行の国民国家を選出母体とし、各支分国最低一議員、二〇歳以上の有権者一千万人につき一名、つまり有権者八千万人の支分国の場合には八議員とする。^⑫

田中案によれば、「世界連邦国家の政策を決める中枢は専門議会」である。現代のように高度に専門化した社会にあつては、最初から経済、社会、労働、司法、教育、科学、文化、環境、観光、レジャー、自治、安全保障などの専門分野に分かれて、その道のエキスパートを専門議会の議員として選出する。この場合、選挙人も被選挙人（立候補者）も、予め各自が選んでおいた選択により、それぞれの専門分野を決め、一度行なつた選択は、三回程度の選挙を経た後でなければ変更できないようにする。^⑬

第五の森本案とは、森本憲夫『地球の維新』（一九九〇年・地球市民の会）の中に記された構想をいう。

森本案によれば、まず、地球上に一七〇余りある各国（国民国家）の国境を撤廃して、単なる行政区とし、その上

に十二州を置き、地球連邦の行政区並びに選挙区とする。つまり、「廢国置州」を行なうのである。十二州とは、(一) 北アメリカ（北美・カナダ）、(二) コロンビア・ラテンアメリカ（中南米）、(三) ヨーロッパ（EC）、(四) 欧亜・ソ連・バルチック、(五) 東北アジア（日本・韓国・台湾）、(六) 中央アジア（中国・北朝鮮）、(七) 東南アジア、(八) オセアニア（ニュージーランドを含む）、(九) 西アジア（インド・パキスタン）、(十) 北アフリカ・中近東、(十一) 南アフリカ（サハラ以南）、(十二) 極地（北・南）⁽¹⁵⁾をいう。

森本案によれば、上下両院から成る地球議会を置く。地球議会には、十二州から代表を出す。上院は、総生産額に応じて職場投票により選出された定数五〇〇人の生産者の職能代表議員から成る。他方、下院は、所得（消費の基準）構成をみて議席数を割り当てられた定数五〇〇人の消費者代表議員から成る。つまり、地球市民の代表は、生産者代表から成る上院と、消費者代表から成る下院との二院制をとる。⁽¹⁶⁾

以上、二院制の採用を主張する諸案について略説した。

次に、三院制を主張する地球連邦憲法草案についても紹介しておく。

地球連邦憲法草案とは、一九七七年六月、オーストリアのインスブルックにおける世界憲法制定会議で、二五カ国、一三五人の参加者によつて採択された“A Constitution for the Federation of Earth”⁽¹⁷⁾のことである。前文と本文一九カ条から成るが、各条が數項に分れ、それぞれ長文の内容を持つ、詳細かつ膨大な憲法規定である。

いれによれば、世界議会（World Parliament）は、人民議院（House of People）、國家議院（House of Nations）、顧問議院（House of Counsellors）の三院から成る。

人民議院は、世界選挙区（一条四号に定める直接選挙単位）から人口に比例して直接に選挙された人民代表から成世界連邦政府に関する構想（小森）

り、任期は五年である（五条C項）。国家議院は、五年の任期で各国家を単位として選出された代表から成るが、大國も小國も全く平等というわけではなく、人口一〇万以上・一千万未満の各国家から一人、一千万以上・一億未満の各国家から一人、一億以上の各国家から三人という基準を定めている（五条D項）。顧問議院は、二〇の世界選挙・行政区から提出された推薦名簿の中から一定の手続で選出された二〇〇人（各区より一〇人の割）の顧問から成り、任期は一〇年で、五年毎に半数が改選される（五条E項）。⁽¹⁷⁾

最後に、世界連邦議会の構想につき、私見を述べておく。

結論から言えれば、私は二院制の構想を支持する。

最大の理由は、連邦国家の特質に由来する。連邦国家とは、多数の国家が結合して一大国家を形成するものであつて、結合の単位（基礎）は国家（支分国）である。勿論、これは連邦国家の盾の一面にすぎないが、この盾の一面を見落としてはならぬ。されば、現在の連邦国家においても、すべて二院制をとり、その一院には、支分国が連邦意思の形成に平等に参加するための支分国の代表機関としての機能を果させている。

支分国の代表機関としての一院の構成には、二つのタイプがある。一は、各支分国 の面積・人口等に関係なく、平等に代表を出す場合（例えば、米国、スイス、オーストラリア、旧ソ連など）であり、他は、支分国の人 口に比例して、多少とも差別が設けられている場合（例えば、ドイツ、オーストリア、カナダ、インドなど）である。後者の方 法をとる場合でも、支分国の人 口に正比例して代表を出すというのではなく、むしろ人口の少ない支分国ほど優遇されていて、支分国平等の原則は基本的に貫かれている、ということができる。⁽¹⁸⁾

世界連邦議会の構成を単に人口数に比例した代表から成る一院のみを以てするという構想は、結合の単位（基礎）

をなしている支分国の地位を無視するものであり、連邦国家の一大特質である支分国平等の原則に反するものといわなければならぬ。

このことは、国連から世界連邦への移行という現実的観点から考えても、一国一票制の上に立つ現在の国連総会をそのまま世界連邦議会の上院に移行せしめ、他に人口の多い大国の利益を保護するために、各国の人口に比例して選出された議員から成る下院を設けるという構想が、シカゴ案やクラーク・ソーン案などに見られる一院制構想よりも、より現実的であり、実現の可能性も高いものと思われる。このことはまた、国連が世界連邦へ移行する場合の最大のanganの一つと思われる安保理の拒否権制度の廢止をも容易にするであろう。大国の持つ拒否権制度を廢止する代りに、大国の利益を考慮して、人口に比例した下院の構成を考えるからである。

三 世界連邦行政府

世界連邦の行政府の構成に関しては、大別して、これまでに、米国型大統領制案と英國型議院内閣制案の二つの構想が出されている。

米国型大統領制案をとるものとしては、シカゴ草案、田中案、森本案などがあり、英國型議院内閣制をとるものとしては、一九五二年のロンドン決議に基づく国連憲章改正A案、クラーク・ソーン案、水木案、地球連邦憲法草案、世界連邦憲法日本草案などが挙げられる。

まず、米国型大統領制案を代表するものとして、シカゴ草案につき概説しよう。

世界連邦政府に関する一構想(小森)

シカゴ草案によれば、六年の任期（再任は不可）をもつ大統領を置くが、大統領は立法議会の議員を兼ねることはできない（一〇条）。大統領は連邦会議によって選出される（五条一・三項）。大統領は内閣総理（任期六年）を任命し、その内閣総理は大統領の承認を得て閣僚（任期は一二年以内）を任命するが、内閣総理および閣僚はいずれも立法議会の議員たることを許されない（一一条）。大統領は、立法議会の制定するすべての法律に対して拒否権を有し（一四条）、また憲法に対する反逆・重罪・その他の理由で、立法議会および大審院ならびに最高裁判所により弾劾されることがある（一五条）⁽²⁰⁾。

なお、田中案、森本案については、説明を省略する⁽²¹⁾

次に、英國型議院内閣制を代表するものとして、クラーク・ソーン案と水木案とを紹介する。

クラーク・ソーン案によれば、世界連邦の行政政府としては、現在の国連の安保理事会の代りに、新たに組織された総会（任期四年の代議員より成る定数五六八名の一院制）によって、総会の議員の中から、四年の任期で選出される一七名の代議員で構成する執行理事会（Executive Council）が設置される。

一七名の内訳は、人口の最も多い四大国（中共、インド、米国、ソ連）からは常に各一名、次の八大国（ブラジル、フランス、西ドイツ、インドネシア、イタリア、日本、パキスタン、イギリス）からは四年交替で四名を選出し、残る九名については、その他の国または地域から総会が選出する。

執行理事会は、総会に対して責任を負い、総会における不信任決議によって総辞職せしめられる（改正案二三条）。執行理事会の構成員は、それぞれ一個の投票権を有するが、重要事項の決定には、前述の十二大国から送られた八名のうちの過半数および理事会におけるその他の九名の構成員のうちの過半数を含む一二名の賛成投票を要し、その他

のすべての決定には、単純にいすれか一二名の賛成投票で足りる（改正案二七条）⁽²²⁾。

次に、水木案によれば、象徴的元首としての役割を果す合議制機関の世界執行理事会と行政権を実際に行なう世界内閣とを置く。

世界執行理事会は、世界連邦議会（人口に応じた国別選挙による定数五八八名、任期四年の一院制）の直接選挙による一五名の理事で構成され、任期は四年である。また、世界内閣は、総理大臣と閣僚で組織する。総理大臣は、世界議会議員の中から世界議会が指名し、執行理事会が任命する。閣僚は総理が選考し、執行理事会が任命する。内閣は議会に信任の基礎を置き、議会に対し連帶して責任を負う。⁽²³⁾

さて、ここで、世界連邦行政政府の構成に関し、私見を述べる。

シカゴ草案に見られるような米国型の大統領制では、元首と最高の行政機関の双方を兼ねるから、大統領の権力が強大すぎるし、他方、クラーク・ソーン案のような執行理事会制では、象徴的元首の役割を果す者に欠ける嫌いがある。この点、元首的機関（世界連邦政府を代表する象徴的・形式的行政機関）と実務担当の実質的行政機関とを分けている水木案が最もすぐれている。

但し、水木案では、元首の役割を果すものを合議制の機関としているが、元首の役割が象徴的ないし代表的機能に限られるのであれば、わざわざ屋上屋を重ねるような合議制にする必要はなく、現在、ドイツ、イタリア、インド、その他の多くの共和国が有しているような独任制の機関で十分だ、と考える。つまり、任期五年程度で世界連邦議会が選出する独任制の象徴的元首としての世界連邦大統領を置く、というのが私の構想である。

この点を除けば、私は水木案に全面的に賛成である。

なお、ついでに、行政権の配分についても一言しておく。

行政という仕事は、極めて多岐かつ膨大にわたるものであるから、そのための経費と労力をできるだけ節約するという意味からも、世界連邦の行政は、すべてこれを世界連邦行政府が担当するというのではなく（すなわち「直接行政」を原則とするのではなく）、その少ながらざる部分を支分国に委ねるという方式、いいかえれば、今日、ドイツ、スイス、オーストリア等で採られてゐるような「間接行政」の方式が適当である、と考える。⁽²⁵⁾ 但し、その場合には、現在のドイツやスイスで採られてゐるよハナ連邦監督（Bundesaufsicht）'、連邦強制（Bundeszwang）'、連邦執行（Bundesexekution）'、連邦干渉（eidgenössische Intervention）等の方法が背後に厳然と控えてゐるのでなければならない。⁽²⁶⁾

四 世界連邦裁判所

世界連邦の司法機関の構成の問題に移る。この問題を考えるに当つては、司法機関を何審制にするか、各審級別の裁判所の構成や管轄権をどうするか、特別裁判所としてどうふうものを設けるかなど、複雑な問題が絡んでくる。

これらの問題について、或る程度の具体的な解答を用意しているものとして、次に、シカゴ草案、クラーク・ソーン案、水木案、地球連邦憲法草案の内容を概説する。

まず、シカゴ草案によれば、第一審として下級連邦裁判所、控訴審として連邦控訴院、上告審として大審院（Grand Tribunal）'、再上告審として最高裁判所（Supreme Court）'が設置される。下級裁判所は適当な場所に適当な

数だけ、また連邦控訴院は連邦会議の選出母体ともなる九つの地区に一つづつ、共に大審院が最高裁判所の承認を得て設置する（二二一条）。

大審院は、六〇人の判事と職権により当然首席判事兼議長となる世界共和国大統領、および副議長となる立法議会議長とにより構成され、大審院判事は、首席判事の資格において、大統領が立法議会の三分の二の同意を得て任命する（一六条）。判事の任期は一五年で、一一人が三年毎に任命され、再任は許されない（一七条）。六〇人の判事は、一二名づつ、第一八条の定めに従い、五つの部の法廷に配属される。

最高裁判所は、大審院の五部の法廷をそれぞれ代表する判事五名（任期六年）と首席判事兼議長たる世界共和国大統領と副議長たる立法議会議長とによって構成され、大審院の五部の法廷の下した判決を、その宣告の日から三カ月以内に審査する権限を有する（一九・二一条）。

次に、クラーク・ソーン案によれば、国際司法裁判所（最高司法機関であつて、執行理事会が作成した候補者名簿の中から総会が選出する五人の終身裁判官で構成）、国連地域裁判所（二〇〇を下らず四〇を越えない範囲で総会により世界各地に設立）の外、世界衡平裁判所（World Equity Tribunal. 総会によつて選ばれる一五人の裁判官で構成され、法的性質を専有しない紛争を取扱う）、世界調停委員会（World Conciliation Board. 総会によつて選ばれる五人の調停委員で構成され、国際間の紛争の調停に當る）が設置される（改正案九二・九三条⁽²⁾）。

次に、水木案によれば、世界唯一の司法機関として、任期九年の一九人の裁判官から成る世界裁判所が設置される。その法廷は、全裁判官で構成する大法廷と五人の裁判官で構成する部とに分かれ、部には審判部、仲裁部、破棄部の三部がある。大法廷は、違憲審査と判例変更の事件を取扱い、裁判は過半数で決する。

最後に、地球連邦憲法草案によれば、世界最高裁判所と地区的な世界裁判所が設けられる。最高裁判所は、人権部、民事部、刑事部、憲法部、国際紛争部、公事部、上訴部、勧告部等に分けられ、各部の裁判官の数は最小限三人であるが、憲法部、国際紛争部、上訴部については五人を下つてはならない。なお、二〇人を下らず六〇人を越えない数の世界判事団が世界議会によって設立される（九条）。

さて、ここで、世界連邦裁判所の構成その他に関し、若干の私見を述べておく。

第一に、現在の国際司法裁判所の管轄権は紛争の当事国双方が付託に合意した事件にのみ及ぶこととされており、これは主権を各国家が保持したままの現在の国家連合の結合形式の下ではやむをえないことではあるが、世界連邦の裁判所の管轄権は、いうまでもなく、すべて強制的なものでなければならない。⁽²⁵⁾

ちなみに、一九六三年八月に東京で行なわれた第一回世界連邦世界大会における「東京提案」では、「勧告四（国際裁判所）」の中に、「一、国際司法裁判所は、国連への加盟申請に対しても法律上の異議が生じた場合に、これを判断する強制的裁判権を与えられる。二、国際司法裁判所は次に掲げる法律上の紛争を判断するために強制的裁判権を与えられる。（A）二国間または二国以上の国家間の法律上の紛争。（B）憲章およびそれに基づく法律の解釈、適用についての当事者間の紛争」などと記されていた。⁽³⁰⁾

第二に、現在の国際司法裁判所を世界連邦の最高裁判所に移行せしめるとして、その他に地球上の適当な場所に、適當な数の下級裁判所を設置する必要がある。⁽³¹⁾世界連邦の場合にも、原則として三審制の司法機関の設置が望ましい。それに付随して、各審級裁判所の管轄権の範囲を明確にしなければならぬ。

第三に、例えば、クラーク・ソーン案に見られるような世界和平裁判所、世界調停委員会といった種類の特別裁判

所の設置も考究されるべきである。

第四に、裁判の根拠となるべき世界連邦法の明確化が重要であり、そのためには、世界連邦の権限（任務領域）、とりわけ、立法権の範囲を明確にすることが重要である。

第五に、判決の執行を確實にするための実力（例えば、世界連邦警察軍）の存在ということが極めて重要な問題となつてくる。

五 世界連邦警察軍

世界連邦政府の設立をめぐる難問はいろいろあるが、世界連邦内における法秩序を維持し、いやしくも地球上で戦火が起ることのないよう、万一戦火が起きた場合には直ちにこれを鎮定するに足るだけの実力（これを仮に世界連邦警察軍と名づけておく）をどうするか、ということも難問中の難問である。

これは、この難問に或る程度答えたものとして、コード・メイヤー案とクラーク・ソーン案を紹介するに止める。

第一のコード・メイヤー案とは、Cord Meyer, "Peace or Anarchy", 1947 (木下秀夫訳『平和か無政府状態か』一九五二年) の中に記されているコード・メイヤー氏の構想をいう。

メイヤー案も、クラーク・ソーン案と同様、現行の国連憲章を中心に据えながら、戦争防止の一点に主眼を置いたもので、一種の「国連憲章改正案」である。

メイヤー案によれば、国連警察軍が或る国または或る一部の勢力によって支配されないための対策として、次の如世界連邦政府に関する一構想(小森)

きものが考えられている。

(一) 各国からの志願兵の数を制限し、同じ国からだけの兵員で構成される部隊は、小隊ないし中隊程度の最小単位に限る。(二) 司令官の数についても各国別に割当て、その他高い重要な地位にある者を輪番制によつていつでも取替える制度を確立する。(三) 国連総会の代表は常に警察軍を査閲することができ、警察軍の権力の行使は世界法廷による人権の保護によつて制約を受ける。(四) 全世界の戦略的に重要な地点に分散配置し、万一の場合に急速な行動がとれると共に、クーデターにも備える。(五) 警察軍には現存の最も性能の高い武器(原爆を含む)を保管させる。(六) 国連が補充しなければならない少量の重兵器は、国連が単独で統治する国際地域だけで製造する。⁽⁵²⁾

次に、クラーク・ソーン案で構想されている「国連平和軍」について略述する。

クラーク・ソーン案によれば、十二年間の軍備撤廃計画が実施された後に、「国連平和軍 (the United Nations Peace Force)」と称される世界警察力を設ける。この平和軍は、常備軍と予備軍から成る。

常備軍は、職業的な常設の軍隊であり、その兵力は、二〇万から六〇万までの間で総会が毎年これを決定し、服務年限は四一八年の間とする。常備軍に勤務するいづれの国の国民数も、当該部門にその時存在する兵力の三%を越えてはならない。常備軍の機動性を確保するために、その装備には、大型で速力ある航空機を数多く含めるべきである。次に、予備軍の兵力は六〇一一二〇万、服務年限は六一一〇年である。平和軍の直接指揮は、五人から成る軍事参謀委員会に委ねられる。⁽⁵³⁾

なお、国連憲章は、第四二条以下で、安保理事会と加盟国との間の特別協定に基づく「国連軍」を考えていた。一九四六年二月、安保理事会の要請を受けた軍事参謀委員会は、特別協定の内容について検討を行ない、国連軍の組織

について合意できた点とできなかつた点を併記した四一カ条の報告書を一九四七年四月三〇日に理事会に提出し、その後は米ソの対立により活動を中止したため、「まばろしの国連軍」に終つた。⁽³⁴⁾

ちなみに、国連軍縮特別総会の経過についても一言しておく。

一九七八年、第一回国連軍縮特別総会は、過去三三年にわたる軍縮の歴史を再検討し、軍縮交渉の優先順位をつけ、今後の進むべき道を示した一二九項目から成る最終文書をコンセンサス方式⁽³⁵⁾により採択した。次いで、一九八二年、第二回国連軍縮特別総会が開かれ、「包括的軍縮計画の審議と採択」と「第一回軍縮特別総会で採択された決定および勧告の履行の検討」を主要な議題として討議したが、軍縮全般にわたる鋭い意見の対立のため合意は得られなかつた。⁽³⁶⁾

一九九〇年五月三一日から開かれたニューヨーク国連本部の第三回国連軍縮特別総会でも、主として南北間の意見の対立のため、六月二六日、コンセンサスで最終文書を採択することができないままに閉幕した。⁽³⁷⁾

このように、本来の国連軍もまばろしに終り、国連軍縮特別総会もはかばかしい成果を挙げてはいながら、独り、国連の「平和維持活動（Peace-Keeping Operations）」だけは、一九五六年のスエズ事件の際の国連緊急軍の派遣以来、一定の成果を挙げつつ、今日に至っている。但し、斎藤鎮男氏も指摘される如く、「PKOの活用は、今のままでパンクしてしまう恐れがある」から、冷戦が終結した今日こそ、国連憲章第七章に掲げる「国連常備軍」の設立を真剣に考えるべきではなかろうか。そして、それが、とりも直さず、世界連邦警察軍の創設へと発展していくものと考える。

六 世界連邦財政

今日、国連の財政状態が悪化の一途を辿つていて、PKOその他の諸活動にも支障を来たしつつあることは、周知の事実である。かつて、一九八五年の第四〇回国連総会における一般演説の中で、日本の安倍晋太郎外相が「国連効率化のための賢人会議」の設置を要望したのが契機となり、一八名（西側四、アジア四、アフリカ五、ラ米三、東欧二）から成る賢人会議が、一九八六年二月から八月にかけ、九週間にわたり、ニューヨークの国連本部で開かれた。その結果、同年八月一五日、七章、七一項目、四五頁より成る、行財政改革に関する最終報告書が採択された。

ところで、報告書には載らなかつたが、賢人会議で討議された重要問題の一つに、アメリカの分担金上限引下げ問題があつた。国連分担金は、各国のGNPを基礎に諸経済要素を考慮して、分担金委員会が三年毎に決める分担率に基づいているが、分担率を引下げてほしいというアメリカの要望を容れて、一九七四年以来、一二五%を分担率の上限としている。賢人会議では、或る委員が現行上限率を更に一〇%ないし一五%に下げよ、と提案し、反対論が続出したため、提案者も中途でその提案を撤回した、という経緯がある。⁽³⁹⁾

なお、アメリカ議会は、一九八五年八月、一九八七年までに国連および専門機関の予算について加重投票制を導入しない限り、国連予算の二〇%しか支払わない、とするカセバウム修正条項を可決している。⁽⁴⁰⁾

ちなみに、国連通常予算の分担率は、一九九〇年六月三〇日現在、一位がアメリカで二五%、二位が日本で一一・三八%、三位がソ連で九・九〇%、四位がドイツで九・三六%、五位がフランスで六・二五%、六位がイギリスで

四・八六%の順となつてゐる⁽⁴⁾。

結論を急ごう。

国連財政の窮迫、分担金制度の限界は、所詮、現在の国連が「国家連合」の結合形式にすぎないからである、という理由に尽きる。

主権を（支分国が持つのではなくて）世界連邦そのものが持つという「連邦国家」の結合形式の下では、世界連邦政府が直接に世界連邦の構成員（地球上のすべての人間）に対して課税権を持つ必要がある。

問題は、世界連邦政府の財源として、どういう種類の租税が適當か、ということである。

この点に関して、ここでは、例示として、クラーク・ソーン案によれば、所得税・酒税・タバコ税・ガソリン税等を挙げ⁽¹²⁾、森本案によれば、地球市民税（地球市民一人当り年一〇〇米ドル相当額）を挙げ⁽¹³⁾、田中案によれば、「外形標準課税、消費税、利用税のようなイメージのもの」を挙げ⁽¹⁴⁾、閨谷案によれば、関税（一%程度の輸出入の手数料）を挙げている、というに止めよう。

七 むすび

今日、異常なまでの科学・技術の発達、とりわけ、核兵器の出現によって、人類は共滅の危機に立たされている。この人類の危機を救済しうるものは、唯一つ、国連を土台に、国連を抜本的に改組して、速かに「世界連邦」を樹立せしめる以外にはない。

本稿は、世界連邦政府を確立するための最も基本的な問題と思われるものについて、すぐれた先人の構想をも紹介しつつ、私見を述べたものである。世界連邦の問題は、人類が未だ経験したことのない将来の問題であるため、指針となる研究や文献も甚だ少ない。本稿もまた、もとより未熟なものではあるが、「世界連邦政府」の樹立への一助ともなれば、甚だ幸いである。

注

- ① 拙著『連邦制度の研究』昭四〇年、一一一—八〇頁参照。
- ② 世界憲法シカゴ草案の全文については、田畠茂二郎『世界政府の思想』(岩波新書) 一九五〇年・一二二一頁以下、世界連邦建設同盟『世界連邦運動二十年史』一九六九年・四一九頁以下等に収録されている。
- ③ クラーク・ソーン共著『世界法による世界平和』の全体構想に関する鮎沢巖氏による日本語訳は、世界連邦建設同盟『世界連邦運動二十年史』一九六九年・四四一一四七六頁にも収録されている。
- ④ G. Clark & L.B. Sohn, "World Peace through World Law, 1960, pp. 20-34.
- ⑤ 吉原正八郎『世界政府の基礎理論』一九六一年、一一〇頁。
- ⑥ 吉原、前掲書、一一〇一一六頁参照。
- ⑦ 水木惣太郎『世界政府と憲法』一九七四年、三八〇—三九〇頁参照。
- ⑧ 世界連邦建設同盟・世界連邦日本国会委員会『世界連邦諸国際會議の宣言と決議』一九五七年、三五一四五頁参照。
- ⑨ 加重投票制は、現在の国連の中でも、国際通貨基金その他、一部の専門機関や地域的組織で採られている。安保理事会における拒否権制も一種の加重投票制である。斎藤鎮男『国際連合論序説』一九七七年・一二四一—二七頁、横田洋三編著『国際機構論』一九九一年・七三・一二三三頁、家正治・川岸繁雄・金東勲編『国際機構』一九九一年・一五五頁等参照。
- ⑩ 前掲『世界連邦諸国際會議の宣言と決議』四六一四九頁参照。
- ⑪ 世界連邦世界大会は、世界連邦世界協会 (World Association of World Federalists) が、一九四七年、スイスのモントルー

で第一回大会を開催して以来、当初は毎年、その後二年ごと、現在は三年ごとに各国まわりもで開催されているもので、日本での開催は、一九六三年（第一回・東京）と一九八〇年（第八回・東京）の二回がある。

⑫ 世界連邦憲法日本草案については、竹村公男編『戦争を絶滅する世界連邦創設の世界運動』一九八三年、五七一七一頁参考照。

⑬ 田中照雄『大暴落・世紀末現象そして世界連邦』一九八八年、一三一六頁参考照。

⑭ 田中・前掲書・二二六頁、田中『世界連邦がやつてくる』一九八五年・二二七・一二一〇頁等参考照。

⑮ 森本憲夫『地球の維新』一九九〇年、一五九一・一六四頁参考照。

⑯ 森本、前掲書、一八四一・一九八頁・二五八頁等参考照。

⑰ 地球連邦憲法草案については、原文（英文）の他、世界連邦建設同盟が出した日本語訳（全文）などを参考照。

⑱ 前掲『連邦制度の研究』六六一六八、七七一七八頁等参考照。

⑲ 前掲『連邦制度の研究』七六一八〇頁参考照。

⑳ 前掲『世界連邦運動二十年史』四二一一四二三頁参考照。

㉑ 田中・前掲『世界連邦がやつてくる』一一三一一一五頁、田中・前掲『大暴落・世紀末現象そして世界連邦』二二一四頁以下、森本・前掲書・二五五・二六七頁等参考照。

なお、森本憲夫博士（愛媛大学名誉教授）が「聖賢民主主義」を標榜され、地球宗教者会議（宗際会議）によって選出された、宇宙（太陽）信仰の原理に立ちかえり、地球生態系の保全と地球憲法の維持を使命とする「世界聖王」（終身制だが世襲制でない）を地球市民社会の最高の権威の座に堆載し、地球連邦の大統領は聖王の任命と導きの下で、その任務を遂行する、と説かれている点は極めて注目に価する。前掲書の二二七頁以下、第六章「聖賢政治と宗教民主主義」を参考せられたい。

㉒ Clark & Sohn, *ibid.*, pp. 66-70, 80-81.

㉓ 水木、前掲書、四一二一四二四頁参考照。

㉔ 象徴的大統領の任期は、ドイツやインドでは五年、オーストリアでは六年（すべて再選可）、イタリアでは七年である。

㉕ 「直接行政」「間接行政」の概念については、前掲『連邦制度の研究』六〇一六一頁参考照。

前掲「連邦制度の研究」四一一四四頁参照。

(26) クラーク・ソーン案では、国際司法裁判所規程案、国連地域裁判所規程案、世界衡平裁判所規程案、世界調停委員会規程案がそれぞれ用意されてゐる。Clark & Sohn, ibid., pp.336-344.

(27) 水木、前掲書、四六三一四七頁参照。

(28) 国際司法裁判所規程三六条二項のいわゆる選択条項によつて義務的管轄を受諾している国は、一九八六年末現在で四六カ国にすぎない。アメリカは、前年に受諾宣言を撤回しており、その他にも、「コナリー修正」「ヴァンデンバーグ留保」など、いろいろな形の留保をついている。C・M・スタンレー著、岩田誠一・羽場光広訳『全世界的問題の処理』一九八三年・五一一七頁、小田滋『国際司法裁判所』一九八七年・一七一一一七四頁など参照。

(29) 尾崎行雄記念財団編『世界連邦』一九六五年、七九頁に拠る。

(30) 過渡期の段階で、例えば、一九四八年の第三回国連総会で採択された「集団殺害罪（ジェノサイド）の防止及び処罰に関する条約」に基づく国際刑事裁判所（規程草案は一九五三年に作成されたが現在に至るも実施されず）の設置の如きのもも考えられてよい。田畠茂二郎『国際法新講・上』一九九〇年・一七六頁、同『国際法新講・下』一九九一年・三一九頁等参考照。

(31) コーデ・メイヤー著・木下秀夫訳『平和か無政府状態か』一九五二年、一六八一一七四頁参照。

(32) 前掲『世界連邦運動二十年史』四五〇一四五八頁参照。

(33) 高野雄一『国際法概論・下』一九九一年・三八〇一三八一頁、田畠・前掲『国際法新講・下』一一一三頁等参考照。

(34) コンセンサス方式とは、一国一票主義という大原則は放棄することなく、少数意見の尊重に基づく民主主義的歩み寄りを図ろうとするもので、一般的合意はあるが、多数決制でも全会一致制でもない。新たな国際環境に対応して行くためのすぐれた方式として、注目に値する。詳しくは、斎藤鎮男『統・国際連合の新しい潮流』三八一三九頁参照。

(35) 黒沢満『現代軍縮国際法』一九八六年、四六一五〇頁等参考照。

(36) 斎藤鎮男、前掲『統・国際連合の新しい潮流』三一一四頁参照。

(37) 斎藤・前掲『統・国際連合の新しい潮流』三八一三九頁参照。

(38) 斎藤・前掲『統・国際連合の新しい潮流』四三一六三頁参照。

横田編著・前掲書・九六頁、家他編・前掲書・五四頁、斎藤・前掲『統・国際連合の新しい潮流』四四頁等参照。

明石康『国連から見た世界』一九九一年、一四一頁に拠る。

前掲『世界連邦運動二十年史』四八二頁参照。

森本、前掲書、二六〇頁参照。

田中、前掲『大暴落・世紀末現象そして世界連邦』一三六頁参照。

閨谷誠二『思い想うの法則——国連が世界連邦となつて地球の滅亡を救う』一九八三年、一三〇頁参照。